

(別添1-4)

負荷追従供給電源の供給要領 (案)

1 定義

- (1) 需要者 長野県知事
- (2) ベース供給者 企業局 (甲)
- (3) PPA供給者 負荷追従供給を行う者として企画提案書に記載された小売電気事業者
- (4) ベース供給 通告型部分供給により長野県庁舎に自己託送すること。
- (5) 負荷追従供給 ベース供給 (通告値によるもの) を除き、長野県庁舎に需要電力を供給すること。
- (6) PPA 負荷追従供給のうち電源がベース供給者からPPA供給者に供給された非FIT及びFIP電力 (以下「非FIT等企業局電力」という。) であるもの

2 PPAの電源の供給方法

通告型部分供給に対応した電源供給

- (1) ベース供給者は、需要者が管理する長野県庁舎の総需要電力のうちの一部を通告値により自己託送 (ベース供給) する。 【本件対象外】
- (2) ベース供給者は、ベース供給に関して電力広域的運営推進機関に提出する発電販売計画及び部分供給通告値による電力量を優先的に確保する。 【本件対象外】
- (3) ベース供給者は、PPA供給者がPPAに用いるための非FIT等企業局電力 (送電による損失率分の電力を含む。) を買受人に供給する。 【本件対象】
- (4) (3)の場合において、PPAの電源の供給電力量は、(1)のベース供給 (通告値によるもの) を除き、30分単位で長野県庁舎の需要電力量を賅える時はPPAに必要な全量、賅えない時はPPAに必要な電力量のうち可能な最大の電力量とする。ただし、一般送配電事業者との契約電力 (kW) 又は予備電力の契約電力 (kW) の2分の1に送電による損失率分の電力を加えた電力を上限とする。 【本件対象】
- (5) 買受人は、PPA供給者がPPAを適切に行えるよう(3)の非FIT等企業局電力をPPA供給者に無償で供給すること等の必要な措置をとる。 【本件対象】
- (6) PPA供給者は、需要者が管理する長野県庁舎にPPAを優先して負荷追従供給する。 【本件対象外】
- (7) PPA供給者は、(6)の負荷追従供給を行うに当たり、(1)のベース供給、(3)及び(4)で供給された非FIT等企業局電力量では長野県庁舎の需要電力量に不足する時は、不足する電力量を別途調達するものとする。 【本件対象外】

【詳細は別途協議】

3 供給期間

令和6年7月1日0時から令和7年3月31日24時まで

4 供給施設概要

- (1) 供給場所 長野県庁舎 (本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎)
(長野市大字南長野字幅下 692-2)
- (2) 用途 官公所 (事務所)

5 供給施設仕様

- (1) 電力供給条件
 - ア 供給電気方式 交流3相3線方式
 - イ 標準電圧 30,000V
 - ウ 計量電圧 30,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 本線・予備線受電 (2回線受電)
 - カ 非常用自家発電設備 有 (起動時の瞬時連系)

(2) 契約電力、予定供給電力量等

ア 契約電力

(ア) 一般送配電事業者との契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（P P A）1,650kW とする。

(イ) ベース供給者と P P A 供給者との契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（P P A）850kW とする。

（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30 分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

イ 契約期間中の予定供給電力量、計画需要電力量

(ア) 計画送電電力量[送電による損失率分を含む。]

自己託送（ベース供給）2,045 [2,097]千 kWh、負荷追随供給（P P A）1,485[1,523]千 kWh、合計 3,530 [3,620]千 kWh とする。

(イ) 計画需要電力量

自己託送（ベース供給）2,045 千 kWh、負荷追随供給（P P A）1,485 千 kWh、合計 3,530 千 kWh とする。

ウ 予備電力

(ア) 一般送配電事業者との契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（P P A）1,650kW とする。

(イ) ベース供給者と P P A 供給者との契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（P P A）850kW とする。

（予備電線路については、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給電圧と同位の電圧で需要者が必要とする電力を供給する。）

6 その他

長野県庁舎では自家消費用の太陽光発電設備（設備容量 70kW）が令和 6 年度中に稼働開始予定であること。